

第 2 9 4 号 答 申

第 1 審査会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成27年 7月31日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

個人情報保護審議会で「単なる通知メール」と答申された電子メールを開示できない理由の分かるもの（平成27年 7月17日、「平成22年10月25日に設置されたハラスメント審査会に係る調査会は、教員Aを委員長として、教員B、教員C及び事務局総務課職員Aを委員として 4名で構成された。調査委員会は第 1回から第 6回まで開催されたようだが、各教授等のパソコン端末等に存在する開催等に係る大学事務局総務課人事係等から受信した通知等メール及び当該教授等が返信したメール」を開示請求したが、名市大は「当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため」として全面非開示とした。）

- 2 同年 8月12日、実施機関は、本件公開請求に対して、弁明意見書（26総務第70号の 7、26総務第74号の 7）（以下「本件行政文書」という。）を特定し、公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同年 8月20日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 実施機関は本件処分の妥当性について、弁明意見書において概ね次のとおり主張している。
- 2 本件公開請求の前提となる名古屋市個人情報保護審議会による答申（平成24年 7月19日答申第 340号）について

会議の召集に係る文書については、上記答申において、ハラスメント審査会又は調査委員会の召集についての通知文書又は電子メールの電子データは、会議の召集に係る事務連絡の通知であり、会議の構成員である委員宛ての文書であり、異議申立人に係る個人情報に記載されている訳ではなく、会議の開催前に会議の日時、場所等を個別に通知したものに過ぎない、としている。

3 本件公開請求の前提となる平成27年 7月17日付け行政文書公開請求（以下「別件公開請求①」という。）の経緯について

(1) 異議申立人は、次の内容の別件公開請求①を行った。

「平成22年10月25日に設置されたハラスメント審査会に係る調査会は、教員Aを委員長として、教員B、教員C及び事務局総務課職員Aを委員として4名で構成された。調査委員会は第1回から第6回まで開催されたようだが、各教授等のパソコンの端末等に存在する開催等に係る大学事務局総務課人事係等から受信した通知メール及び当該教授等が返信したメール」。

(2) 同年 7月29日、別件公開請求①に対し、実施機関は、条例第7条第1項第5号に該当すること及び請求に係る行政文書が存在しないことを理由として非公開決定を行った（以下「別件処分①」という。）

4 本件公開請求の趣旨については、上記2の答申において、会議の召集に係る文書は会議の日時、場所等を個別に通知するものに過ぎない、とされているにも関わらず、実施機関が別件処分①において、別件公開請求①に該当する行政文書のうち調査委員会の委員（退職等した職員を除く。）が送受信した電子メールについては、条例第7条第1項第5号に該当するとしたことについて、そのように判断した理由が記載された行政文書を求めるものである。

5 本件行政文書の前提となる平成27年 1月 6日付け行政文書公開請求（以下「別件公開請求②」という。）の経緯について

(1) 異議申立人は、次の内容の別件公開請求②を行った。

「名市大事務局総務課職員B及び職員C（平成22年度頃当時）からハラスメント審査会及びハラスメント調査委員会の委員等に送信されたメールについて、各委員（各教授等）の端末における受信メール及び返信メールまたは送信メール並びに当該メールの関連メール」。

- (2) 同年 1月21日、別件公開請求②に対し、実施機関は、条例第 7条第 1項第 5号に該当すること及び請求に係る行政文書が存在しないことを理由として非公開決定を行った（以下「別件処分②」という。）
- (3) 同年 2月16日、異議申立人は、別件処分②を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。
- (4) 同年 3月26日、実施機関は別件処分②の異議申立てに係る本件行政文書を当審査会へ提出した。本件行政文書には、ハラスメント審査会の委員等（退職等した職員を除く。）が送受信したメールについて、条例第 7条第 1項第 5号に該当すると判断した理由が記載されている。
- 6 すなわち、別件公開請求①の内容は、別件公開請求②に含まれるものであり、別件公開請求②に対する処分理由は本件行政文書に記載されていることから、本件公開請求に対し、本件行政文書を特定したものである。

第 4 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を公開することを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 個人情報保護審議会で「単なる通知メール」と答申された電子メールの開示を求めているにもかかわらず、開示できない理由の分かるものを公開請求しているものであり、明らかに失当である。

(2) 「ハラスメント審査会に係る」及び「大学事務局総務課人事係等との送受信メール」と期間及び範囲を限定して、「単なる通知メール」を公開請求しているにもかかわらず、「調査委員会の委員が送受信した電子メールについては、本学が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障及ぼすおそれがあるものと認められるため」という非開示理由をつけたり、「教授等の作成したメールは、全て情報公開対象とならない」としたりしている実施機

関は、名市大のみである。これらのことは情報公開制度を踏みにじるものであり、明らかに組織的な条例違反である。

- (3) 実施機関が特定した本件行政文書は、公開できない理由とは異なる。実施機関の対応は不誠実である。

第 5 審査会の判断

1 争点

以下の 2 点が争点となっている。

- (1) 本件行政文書が、本件公開請求の対象となる行政文書に該当するか否か（以下「争点①」という。）。
- (2) 本件行政文書以外に本件公開請求の対象となる行政文書が存在するか否か（以下「争点②」という。）。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

本件行政文書は、別件処分②に対する異議申立てに関して実施機関が作成した弁明意見書であり、当該処分において、実施機関が別件公開請求②の対象となる電子メールを非公開とした理由が記載されている。

また、上記第 3 で実施機関が述べているとおり、別件公開請求②には別件公開請求①の内容を含むものであることが認められる。したがって、本件行政文書には、実施機関が別件公開請求①及び別件公開請求②の対象となる電子メールを非公開とした理由が記載されているものである。

なお、本件行政文書を見分すると、本来非公開とされるべき異議申立人の氏名等が公開されている。

4 争点①及び争点②について

異議申立人は、本件処分において、本件行政文書を特定したことは誤りであり、公開すべき文書が他に存在すると主張するため、争点①及び争点②について判断する。

(1) 本件公開請求の対象となる行政文書は、別件処分①においてハラスメント調査委員会の委員（退職等した職員を除く。）が送受信した電子メールが条例第7条第1項第5号に該当するため非公開とされたことについて、実施機関がそのように判断した理由が記載された行政文書であると解される。

(2) 上記3のとおり、本件行政文書には別件処分①の処分理由について記載されており、本件公開請求の対象となる行政文書と認められる。

(3) 一方、条例第13条において、行政文書公開請求に係る行政文書の全部または一部を公開しないときは、公開請求者に対して、書面によりその理由を示さなければならず、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する事由が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならないと規定する。

したがって、行政文書公開請求に係る非公開の理由は、通常決定通知書にも具体的に記載されていると推認される。

(4) 異議申立人は、上記(1)のとおり異議申立人自身になされた別件処分①に対して異議申立てを行う前に、別件処分①の非公開理由を求める本件公開請求をし、本件異議申立てに至っている。

別件処分①の非公開の理由は当該決定通知書に記載されていることから、本件公開請求の趣旨を満たす行政文書としては、別件処分①の決定通知書が該当する可能性は否定できない。

(5) この点について審査会が調査したところ、実施機関は、別件処分①の決定通知書には、公開しない理由として、根拠となる条文の規定の記載にとどまっており具体的な理由の記載がないことや、本件公開請求書に記載されている「名市大は「当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあると認められるため」として全面非開示とした。」という記述より、請求者は別件処分①の決定通知書を入手した上で請求を行っていると解されることから、別件処分①の決定通知書を特定せず、公開しない具体的な理由が記載されている行政文書である弁明意見書を特定したと回答している。このことから、実施機関が本件公開請求の対象となる行政文

書として別件処分①の決定通知書を特定することなく、本件行政文書のみを特定したことが不合理であるとまでは認められない。

(6) なお、条例上作成することは求められてはいないが、例えば非公開決定をするにあたっての検討過程において、非公開の理由を記載した行政文書を実施機関が作成することも全く想定されない訳ではないが、実施機関の当該行政文書を作成していないという主張は不合理であるとは認められない。また、異議申立人から当該行政文書が存在していると認めるに足りる主張はなされておらず、当該行政文書の存在を推認させる具体的な事実も認められない。

(7) 以上のことから、実施機関が本件行政文書のみを特定し、公開した本件処分は結論において妥当であると認められる。

6 異議申立人はその他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 5において述べたとおりであり、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会からの付言

1 実施機関は、本件行政文書の全ての情報を公開しているが、異議申立人の氏名が明らかにされている等、特定の個人を識別され得るおそれのある情報が公開されていた。

行政文書公開制度は、何人も公開請求することができるものとされ、公開請求者が誰であれ、同内容の請求に対しては同一の判断基準により非公開情報を除いて公開するものである。

したがって、特定した行政文書に記載された内容が、たとえ本件公開請求の請求者または関係者に関するものであり、実態として保護されるべき法益が存在しないとしても、行政文書公開制度上、特定の個人を識別され得るおそれのある情報は非公開とすべきであった。

2 本件公開請求は、上記第 5 4 (1)のとおり別件処分①の非公開決定の理由を求める公開請求であり、異議申立人の主張等を踏まえると、別件処分①に対する異議申立てと実質的には同視することができる。

現に異議申立人は別件処分①について、異議申立てをしている事実が認め

られるが、本件公開請求時点においては、当該異議申立ては提起されていなかった。

したがって、本件公開請求に対し、実施機関は、請求の趣旨を明らかにするための補正等の手続きを行い、当該請求の趣旨が別件処分①に対して異議を申立てる趣旨であれば、異議申立ての手続きを案内する等、適切な対応をすべきであったと認められる。

- 3 今後、実施機関においては、制度の趣旨を十分に理解したうえで、適切に対応することを要望する。

第 7 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成27年 9月 2日	諮問書の受理
9月17日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
10月20日	弁明意見書の受理
11月 2日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
11月27日	反論意見書の受理
令和元年 9月20日 (第21回第 2小委員会)	調査審議
10月18日 (第22回第 2小委員会)	異議申立人の意見を聴取
同日 (第22回第 2小委員会)	調査審議
11月15日 (第23回第 2小委員会)	調査審議
令和 2年 10月19日 (第30回第 2小委員会)	調査審議
11月30日 (第31回第 2小委員会)	調査審議
12月24日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充